

## 第6期宇治市障害福祉計画及び第2期宇治市障害児福祉計画 (初案)に対する意見募集結果及び最終案について

第6期宇治市障害福祉計画及び第2期宇治市障害児福祉計画(初案)について、市民の皆様からご意見を募集しましたところ、下記のとおり、ご意見をいただきましたのでご報告いたしますとともに、最終案を取りまとめましたので併せてご報告いたします。

### 1 意見募集等の結果について

(1) 募集期間 令和2年12月21日(月)から令和3年1月20日(水)まで

(2) 提出者数 66人

提出区分	人数
窓口へ持参	37人
郵送	1人
F A X	24人
電子メール	2人
市民の声投書箱	2人
計	66人

(3) 意見数 123件

意見区分	件数
初案全般について	11件
入所施設、グループホームについて	3件
支援、サービスについて	20件
就労について	8件
人材確保について	10件
相談支援体制について	6件
高齢化について	6件
障害理解について	5件
地域生活支援拠点について	5件
コロナ関連	31件
その他	18件
計	123件

- ( 4 ) 第 6 期宇治市障害福祉計画及び第 2 期宇治市障害児福祉計画（初案）に関するパブリックコメントにおける意見及び本市の考え方について 資料 1
  
- ( 5 ) 第 6 期宇治市障害福祉計画及び第 2 期宇治市障害児福祉計画（初案）の修正箇所 資料 2
  
- 2 第 6 期宇治市障害福祉計画及び第 2 期宇治市障害児福祉計画（最終案）について 資料 3

「第6期宇治市障害福祉計画及び第2期宇治市障害児福祉計画」(初案)  
に関するパブリックコメントにおける意見及び本市の考え方について

ジャンル	ご意見等の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正
1	初案全般について	【最終案:P24】 ご意見を踏まえまして、障害福祉サービス等の見込量に関する新型コロナウイルス感染症による影響の記述を修正させていただきます。新型コロナウイルス感染症に関する詳細な対策につきましては、国や府、専門機関等の動向を注視しつつも、日々新たな情報が更新されていることから本計画内での記載は控えさせていただきますが、関係機関等との連携の強化、情報の共有、資材の提供等支援の充実を図ってまいります。	
2	コロナ含め、今後感染症等が出た場合の方向性等を計画に盛り込まないのか。		
3	手帳の取得者やサービスの利用状況が年々増えているので、通常であれば令和3年度から令和5年度にかけてサービスの見込量は増えると思う。現在、新型コロナウイルス感染症が流行っているためサービス利用を控えている人が出るため、見込量の通りにはならないと思う。		
4	現場の実態を詳細に見聞・考慮し、「新型コロナ以前」のこの計画を延長するのではなく、根本的に見直していただきたい。		
5	(P.29)第6章1. 福祉人材の質と量の確保について、コロナ対策(例えば利用者、職員を対象としたPCR検査など)を行って安全をアピールしないと若年層にもその保護者にも就職先としては進んでもらえないのでは？	【最終案:-】 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症発生時に備えて平時からの事前準備や関係機関との連携体制の構築に取り組んでまいります。	
6	(P.14)2 働く意欲を持った～就労支援整備について、コロナのことが全く触れられていない。	【最終案:P30】 ご意見を踏まえまして、第6章目標実現のための方策の3. 就労支援の強化の項目に新型コロナウイルス感染症による影響の記述を追記させていただきます。	
7	第6章「目標実現のための方策」の中でもコロナについてふれるべきでは？	【最終案:P32】 ご意見を踏まえまして、第6章目標実現のための方策の5. 関係機関等との連携及び情報提供の充実の項目に新型コロナウイルス感染症による影響の記述を追記させていただきます。新型コロナウイルス感染症に関する詳細な対策につきましては、国や府、専門機関等の動向を注視しつつも、日々新たな情報が更新されていることから本計画内での記載は控えさせていただきますが、本市としては引き続き、関係機関等との連携の強化、情報の共有、資材の提供等支援の充実を図ってまいります。	
8	障害福祉サービス等見込量の「居住系サービス」について、計画では共同生活援助が「増」施設入所が「減」となっているが、マンパワー不足から重度障害者は共同生活援助の受け入れが難しい。本人や保護者の高齢化もあり、この計画で大丈夫なのかと思った。	【最終案:-】 障害のある方の重度化や高齢化にも対応していくことも目的とし、地域生活支援拠点等の充実を図っていきます。	
9	入所施設も、減らしていくのではなく、ニーズが増えていると現場で感じるので、増やしていく方向で受け入れ施設や門戸を広くしていけるように検討を。	【最終案:P18】 国の基本指針で施設入所者の地域生活への移行を進められており、本計画におきましても地域生活移行者数を8人、入所者削減数を2人としています。今後は地域生活支援拠点等の機能をさらに強化し、地域生活における支援を促進します。	
10	障害のある方の高齢化・重度化、又、保護者の方の高齢化を考える中、相談支援の果たす役割は重要であると書いてあり、この充実というのは当然のことであるが、具体的な今後の数値を見ても現在と変わることがなく、これではその実現は難しいのではと思う。	【最終案:P29】 いただいたご意見を踏まえ、障害者生活支援センターの在り方については検討させていただきます。なお、サービス等利用計画の作成や相談支援を行う指定特定相談支援事業所は現在19事業所を指定しており、第5期障害福祉計画策定時の14事業所から5事業所増えています。引き続き関係機関と連携しながら、地域生活支援拠点等の機能をさらに強化するなど、相談支援の充実を図ります。	
11	第3章計画の基本方針において「第6期宇治市障害福祉計画」「第2期宇治市障害児福祉計画」は1～7の項目でカテゴライズされているので、第4章の障害福祉サービスの整備目標や第5章障害福祉サービス等の見込量、及び第6章目標実現のための方策における数値目標や方策も最終的には第3章にある基本方針の1～7項目の下にまとめられるほうが計画を理解しやすいと思う。 第4章障害福祉サービスの整備目標においては国の「基本指針」で定められる整備目標が提示されていますが、施設入所者数を削減することや一般就労に移行するものを増加させる目標が第3章の計画の基本方針においてどの項目と連動しているのかを分かりやすくするために、該当する項目の下に整備目標を位置づけるという形にしたほうがいいのでは。 第4章障害福祉サービスの整備目標において～として掲げられている項目についても、この段階では具体的な目標の数値は表れていませんが、第3章の基本方針をよりかみ砕いた方策となるので、基本方針の1～7の項目の下に配置し計画書のどの部分を具体化していくものなのかを関連づけて理解しやすくしていただきたいと思う。 第5章障害福祉サービス等の見込量に関して、この章では過去の実績からの推移と今後3年間の目標数値を踏まえた見込量の設定となっているので、2018-2020年の実績も同時に表示して過去からの増減の推移を今後の見込量にどれくらい当てはめているか(見込量設定の根拠)が読み取れるように表現されたほうがわかりやすいと思われる。	【最終案:-】 いただいたご意見については、本市の障害福祉行政推進にあたっての参考にさせていただきたいと考えております。	

**「第6期宇治市障害福祉計画及び第2期宇治市障害児福祉計画」(初案)  
に関するパブリックコメントにおける意見及び本市の考え方について**

ジャンル	ご意見等の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正	
	<p>第5章ではアンケートの結果におけるニーズも踏まえてあるので、設定された見込量の根拠となるような具体的にどのようなニーズを把握されているのかも表記していただけたらと思う。</p> <p>第6章に示された目標実現のための方策は、現状と目標との差異を埋めるための具体策なので、第5章で設定される見込量は今後の方策を決める根拠となるものである。「現状と目標にはこれだけの差異がある。だからこのような方策を取り組んでいかなければ」という認識が関係者のモチベーションになるものと思われるので、第5章では見込量＝現状と目標の差異が読み取れるような、そしてそのことが方策の重要性につながっていくように補足していただけたらと思う。</p> <p>第6章目標実現のための方策について、第3章計画の基本方針において設定された1～7の項目に沿って表記することをお勧めする。その際に第4章第5章で設定された目標数値が併記されていれば目標実現のための方策が、目標数値を達成し得るものになっているかを確認することができ、計画及び方策の妥当性を評価しやすくなると思う。</p> <p>また、第6章中項目7の計画達成状況の点検及び評価を運用していくうえでも基本計画と数値目標と方策の整合性を確認することは、計画を成功に導くために必要なことであり、より分かりやすい計画書を策定することの必要性を求める理由となる。</p>			
12	入所施設、グループホームについて	<p>グループホームを建設していただきたい。 公営住宅を利用できるようにしてもらいたい。</p> <p>グループホームの数について、公営の住宅の提供などが必要。</p> <p>グループホームの新規建設をしてほしい。 入所施設を増やしてほしい。</p>	<p>【最終案：-】 グループホームの建設につきましては、これまでから市有地を無償貸与するなどしてきているところでございますが、グループホームの整備コストを抑える手法については、今後も引き続き他団体の取組を研究してまいりたいと考えております。</p> <p>また、ご意見をいただきました公共住宅の利用につきましては、市営住宅の応募倍率が高倍率であり、現時点での転用は困難ですが、その推移を勘案していくとともに、先進自治体の事例を調査するなどして、住宅部局と福祉部局が連携しながら研究してまいりたいと考えております。</p>	
13	<p>親なき問題と障害者の高齢化に伴い、グループホーム等の施設が不足している。</p> <p>親亡き後も地域で生活できるように、グループホームがもっとこれから必要になるので増やしてほしい。</p>			
14	<p>新規入所施設及びグループホーム建設にかかる土地、建物確保の協力と人材確保支援をお願いしたい。 親子で暮らせる入所施設及びグループホームなどを作ってほしい。</p>			
15	支援、サービスについて	<p>自立生活援助については新しく創設されたサービスなのに利用がないので、具体的なサポート内容等普及してほしい。</p>	<p>【最終案：-】 ご意見を踏まえ、情報提供及び広報の充実に努めてまいります。</p>	
16	<p>保護者の高齢化や病気により日々の生活困難になってきている方が、施設でも増えてきているので、地域生活を支援するサービス提供体制の整備・拡大・充実できるようにすすめていただきたい。</p>	<p>【最終案：-】 本計画の策定後には、引き続き計画的な実施に努めます。</p>		
17	<p>障害のある人とその家族が、成年後見制度を利用しやすい制度にしていくには、申し立てを簡単に行えるようにしていくべきで、市区町村長による後見等開始の審判の申し立て以外に、専門家である弁護士に申し立てを依頼できるよう、助成となる申立費用の中に弁護士への報酬を加えてほしい。</p>	<p>【最終案：-】 本市では、身寄りのない人の成年後見制度利用の申し立てを代行するとともに、生活に困窮している人には成年後見制度利用に要する費用の助成を実施しています。今後国の成年後見制度利用促進計画に基づき必要に応じて要望等検討していきたいと考えております。</p>		
18	<p>強度行動障害のある方に対する補助金が少ない。</p>	<p>【最終案：-】 各サービスの重度障害者支援加算の中で評価されるべき内容と考えますが、加算要件の見直しや報酬単価の見直しについては、引き続き必要に応じ要望していきたいと考えています。</p>		
19	<p>日中一時支援について、強度行動障害の方を介護する場合、2人体制で対応することが多いので、事業所としては、マイナスになってしまうので補填をお願いしたい。</p>	<p>【最終案：-】 短期入所の強度行動障害者に対する支援の取り組み、特に重度障害者支援加算の項目を参考にしつつ、必要に応じ報酬の見直しを検討していきたいと考えています。</p> <p>また、その他の日中一時支援事業の報酬についても同様に短期入所の報酬を参考にしつつ検討してまいりたいと考えています。</p>		
20	<p>障害児童区分1と2は単価が最賃を下回っているので見直しをお願いしたい。</p>			
21	<p>通院等介助(居宅介護)が在宅の人は制限がないのに、グループホーム利用の人は2回/月までの制限があるのはなくしてほしい。</p>	<p>【最終案：-】 共同生活援助におきましては、居住者の方の通院については一時的には共同生活援助の支援員の方が担うべきとなっておりますが、居住者の方の通院頻度・方法によっては支援員において担うことが困難な場合もあり、居住者の方が慢性的な疾患がある場合には、原則月に2回の通院等介助が支給決定が可能とされています。なお、居住者の健康の維持に高頻度での通院が必要な場合で、共同生活援助の支援員においての通院の同行が難しい場合には例外的に2回を超えた通院等介助の支給決定が可能とされています。</p> <p>また、移動支援事業におきましては、治療計画等に基づく定期的な通院にはご利用いただけませんが、突発的な体調不良における通院の際にはご利用いただくことが可能です。</p> <p>今後につきましても、可能な限り柔軟な対応をしていきたいと考えております。</p>		
22	<p>グループホームの利用者も、ヘルパーの通院等介助を認めてほしい。</p>			

**「第6期宇治市障害福祉計画及び第2期宇治市障害児福祉計画」(初案)  
に関するパブリックコメントにおける意見及び本市の考え方について**

ジャンル	ご意見等の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正
23	同じ利用者さんで重度訪問介護と居宅介護の併用を柔軟に使えるようにしてほしい。	【最終案：-】 厚生労働省より出されている留意事項通知において、重度訪問介護の支給決定がある場合、原則として居宅介護の支給決定ができなくなり、また同一の事業所が一人の利用者に対し居宅介護と重度訪問介護の支援にあたることは禁止されています。宇治市においても、国の示した方針に従い居宅介護と重度訪問介護の併給を原則的には認めない旨の運用をしておりますが、ケースによっては例外的に併給を認める運用をしています。今後も居宅介護と重度訪問介護の併給決定についてのニーズ等については国や府に伝えていきたいと考えております。	
24	就労系(A型・B型)授業所に通所したいが、自宅までの送迎がないと通所できないてんかん発作を持った方がいる。通所支援を充実してほしい。	【最終案：-】 現時点において、障害福祉サービスや地域生活支援事業において位置づけられている行動援護や移動支援などのガイドヘルプは、継続的に行われる日常行為や経済活動のための移動については対象外とされており、ガイドヘルプにより就労継続支援の通所を支援することは困難です。本市としましては、就労継続支援が障害のある方の社会参加の機会を確保するための重要な役割を担っている状況を把握したうえで、国や府にガイドヘルプによる通所支援のニーズや、送迎についての報酬の見直しの必要性などを伝えていきたいと考えております。	
25	宇治市も日中一時と移動支援を続きで利用できるようにしてほしい。	【最終案：-】 移動支援と日中一時支援は連続して利用することができます。ただし、双方の支援を同一法人の事業所が実施する場合、移動支援が日中一時支援事業所への送迎を目的とした支援である場合には、連続して利用できません。同一法人による支援であっても、間に一旦帰宅をした場合や、ほかの福祉サービスの利用があった場合には、連続した利用ではないので移動支援と日中一時支援をそれぞれ利用できます。	
26	障害のある人が住み慣れた地域で、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう整備体制を進めてほしい。	【最終案：-】 本計画の策定後には、引き続き計画的な実施に努めます。	
27	日常生活用具給付等事業を充実させてほしい。	【最終案：-】 日常生活用具給付等事業は厚生労働省告示の参考例をもとに、周辺自治体の状況や情勢の動きによる物価変動も踏まえて定めてきたところです。 引き続き、周辺自治体の状況や情勢の動きによる物価変動を注視し、適正に対応してまいりたいと考えております。	
28	重度障害者で車いす利用の方の自宅玄関の階段の移動について、車いすのまま階段を上り下りできるリフトを設置できるよう住宅改修費、日常生活用具給付費を引き上げてほしい。	【最終案：-】 リフトの設置については、障害者住宅改修助成事業として身体障害者手帳の等級が1・2級または療育手帳A判定でかつ世帯が市民税所得割23万5000円以下の在宅の方に対して、認定経費の2分の1の助成で補助上限額が30万円と定めています。 住宅改修費の見直しにつきましては、周辺自治体の状況を踏まえながら研究してまいりたいと考えております。	
29	日中一時に身体障害も適応してほしい。	【最終案：-】 身体障害者手帳のみを有する障害のある18歳以上の方についての、日中一時支援事業の需要について正確に把握したうえで、必要に応じて検討していきたいと考えております。	
30	入院が必要になった場合、重度訪問介護の支給を認めてほしい。	【最終案：-】 厚生労働省より出されている、Q&Aの中で、入院中におけるコミュニケーション支援としての重度訪問介護を利用する条件として、入院前から重度訪問介護を利用していたことが求められているため、現状としては、入院を機に、入院中に重度訪問介護を利用いただくことはできません。このようなニーズがあることについては国や府に伝えていきたいと考えております。	
31	地域移行の更新(原則1回)の見直しをしてほしい。	【最終案：-】 地域移行の更新にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、最大1年間までの範囲内で支給決定期間の更新を行うことが可能とされております。	
32	ヘルパー支援の可能な事業所(多機能型)の施設を増やしてほしい。	【最終案：-】 多機能型の事業所が市内において展開しやすいような、環境や関係づくりの整備に取り組んでいきたいと考えています。	
33	障害者(児)が利用される支援・サービスでの質の向上。	【最終案：P29】 P29の1.地域生活に必要なサービス提供体制の整備の でサービスの質の向上について記載しておりますが、本計画策定後は、計画の実施に向けた取組を進めてまいりたいと思います。	
34	レスパイト事業で医療的ケアが必要な方の希望が多い看護師の確保が難しい。事業所だけが考えるのではなく、宇治市としても看護師確保に力を入れてほしい。	【最終案：-】 医療的ケアに対する加算(看護師配置等)につきましては、国が行う令和3年度の障害福祉サービス報酬改定の内容も注視しながら、引き続き必要に応じて要望等検討していく考えです。	
	障害の重い方に対する補助策を充実してほしい。医療的ケアの必要な障害のある方を安心して受け止められるよう、各事業所に看護師配置を保証してほしい。		
	看護師補助について、各事業所に看護師さんがいることが必要。医療的ケアの必要な方の受け入れと今後の方の対応として必要。このままでは今後の人は受け入れが難しくなる。		

**「第6期宇治市障害福祉計画及び第2期宇治市障害児福祉計画」(初案)  
に関するパブリックコメントにおける意見及び本市の考え方について**

ジャンル	ご意見等の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正
	医療的ケアの日中一時の受け入れが困難。市で看護師を確保など協力してほしい。		
	医療ケアを必要とするものがほかの障害者と等しく受け入れられ安心して通所できますように引き続き国の加算では足りない分宇治市から京都府に看護師配置の補助金を検討してほしい。		
	看護師配置の資金補助の増額をお願いしたい。		
	看護師配置の資金補助金を検討してほしい。		
35	就労について 一般就労の移行について、コロナによる経済活動への影響が全く加味されていない。	【最終案:P30】 ご意見を踏まえ、第6章目標実現のための方策の3.就労支援の強化の項目に新型コロナウイルス感染症による影響の記述を追記させていただきます。	
36	障害者の就労が障害者の自立や地域生活への移行に寄与することは間違いない。問題は雇用する側の理解と積極性だけでなく、受入側としての環境充実(例:手話通訳・要約筆記・介護機器など)も必要。行政からの支援も考慮していただきたい。	【最終案:-】 今後も「市政だより」「宇治労政ニュース」等を通じ、市民および企業に対し理解や協力を求める啓発等の取組に努めます。	
37	福祉人材の質と量の確保について市介護保険課との連携で就活フェアを行うなどの取組を検討すべき。	【最終案:-】 いただいたご意見については、本市の障害福祉行政推進にあたっての参考にさせていただきたいと考えております。	
38	支援学校等の進路を考えていく上でも、通所(生活介護等)の事業所の充実は大切であると思う。	【最終案:-】 本計画の策定後には、引き続き計画的な実施に努めます。	
39	もっと障害のある人の就労の場の提供の仕様の多様化、インターネット等による就労先への情報提供等の強化をしてほしい。	【最終案:-】 ご意見を踏まえ、情報提供及び広報の充実に努めてまいります。(今後ホームページ等も活用するなど制度の周知に努めます。)	
40	就労型の施設の工賃の増加のための工夫。	【最終案:P30】 P30の3.就労支援の強化の に記載の通り、工賃向上の取組については、京都府による様々な取組がされるとともに、本市においても、障害者優先調達推進法により障害者就労施設への発注枠拡大に向けた取組を引き続き進めていきます。	
41	働く意欲を持った障害のある人に対する就労支援整備では、企業の合理的配慮が進むことが必要不可欠だが、まずは宇治市が障害者雇用率を上げてモデルとなるよう雇用率を数値目標に掲げてほしい。	【最終案:-】 本市では、「宇治市障害者活躍推進計画」に障害者雇用率を記載しております。	
42	施設の修繕費があればいいと思う。どの利用者でもできる仕事があるといい。	【最終案:-】 いただいたご意見については、本市の障害者雇用を推進にあたっての参考にさせていただきたいと考えております。	
43	人材確保について 第3章について、体制の整備を図るために、決定的な問題は支援する側の量的、質的強化。社会の「仕組み」変化が必要。例えば定年を延長の一つの中身として、60～70歳の間にその役割を担う(定年延長と同じぐらいのペイ必要)。	【最終案:-】 いただいたご意見については、本市の障害福祉行政推進にあたっての参考にさせていただきたいと考えております。	
44	福祉職場はやりがいのある楽しい仕事だが、「きつい」「汚い」「安い」と悪く思われていると思う。他にもいろいろあると思うが若年層が働きたいと思えるようお願いしたい。	【最終案:P29】 第6章の1.地域生活に必要なサービス提供体制の整備の に記載の通り、福祉人材の質と量を確保するために、福祉職場の魅力の周知の取組を検討していきます。	
45	「支援体制の整備」「支援の強化」等にも人材が必要だと思ふ。福祉の今後が不安でならない。根本である福祉の人材確保ができなければどんな計画を立てても難しいと思ふ。		
46	福祉人材の確保について、広く多くの人に障害福祉の魅力伝えてほしい。若い層の人もそうですが、即戦力の元教諭等の人に来ていただいても助かる。		
47	人材(職員等)の確保や事業所の確保はP.29に記載のある通り重要な案件であると思う。各事業所、それぞれが創意工夫をこらすことも大切であるが、市としても積極的な取り組みをお願いしたいと思う。		
	若年層の退職率を低くするための支援策を。	【最終案:-】 国が行う障害福祉サービス報酬改定が、障害者施設の安定運営に資するものとなるよう、引き続き必要に応じて要望等していく考えです。	
	福祉人材の質と量を確保するため若年層に対する福祉職場の魅力の周知も大事ですが、福祉全体の所得UPや入社祝い金の支給など検討していただきたい。		
	職員が健康で安全に働き続けられるように、福祉職員の大幅な増員と賃金の引き上げを求める。		
	全国的な問題でもありますが、多くの障害者施設で宿泊勤務 日中業務へという傾向がある。それに対してこの流れが少しでも減るように予算を回してもらい、職員を確保できるように検討してほしい。この状態だと職員も疲弊し、現場の質も下がると思う。		

**「第6期宇治市障害福祉計画及び第2期宇治市障害児福祉計画」(初案)  
に関するパブリックコメントにおける意見及び本市の考え方について**

ジャンル	ご意見等の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正
48	重度の人を介護するのに最低2人は必要だと思う。しかし現場では1人3～6人ぐらいの介護をしている状態で一人一人にあった支援ができていない人員を確保するために給料を上げたり休みを増やしたり職員が増える環境づくりをしてほしい。	【最終案：-】 国が行う障害福祉サービス報酬改定が、障害者施設の安定運営に資するものとなるよう、引き続き必要に応じて要望等していく考えです。	
	介護者について、あらゆるものがIT化、無人化にできても、人の介護はそういうわけにはいかない。いつまでも人の手は必要。重労働である。人員確保の協力を市や国でも動いてほしい。また、賃金アップもお願いしたい。		
	若年層を確保するには安月給ではなく第一に給料を上げていただきたい。		
	福祉施設で働く人達の給料も低く、若い即戦力が少ないので、人材確保、育成できるように給料のイメージを良くするためにも、市として予算を計画に入れてほしい。		
	福祉の労働人口が足りていない現状では今後も続くと考えられる。国の予算だけではなく市独自の予算を増やす必要がある。		
	人材が集まるように、働きやすい環境を整えられるようにしてほしい。重度な利用者ほど、手厚い介護人が必要であるため、考えていただきたい。		
	相談支援事業所、相談員が増えるよう相談支援サービス費をあげてほしい。		
49	(高齢化)これから年々福祉人材の量と質を確保についてとても賛成したいと思う。		
50	第6章についても支援する側の量的、質的強化の問題がある。国や市の対策によって変化する要素がとても大きい分野だと思う。	【最終案：P29】 第6章の1. 地域生活に必要なサービス提供体制の整備の に記載の通り、福祉人材の質と量を確保するために、福祉職場の魅力の周知の取組を検討していきます。	
51	今回の計画では、新規参入業者の促進や、若年人材の確保など、割と今後のための方策が語られており、勿論それらも必要なことではあると思うが、現状、グループホーム職員は常に人材不足の状態が続いているので、例えば、障害者雇用で活用されているトライアル雇用などが利用しやすいよう補助していただけるなどの対応も検討してほしい。	【最終案：-】 いただいたご意見については、本市の障害福祉行政推進にあたっての参考にさせていただきたいと考えております。	
52	職員研修等の実施、資格支援の充実。	【最終案：-】 障害福祉サービス等の人材の養成については、国の基本指針に基づく京都府障害福祉計画の内容も踏まえ本市としてどのようなことができるのか研究していきます。	
53	相談支援体制について 障害福祉サービスの利用状況は記載されているが、実利用数の公表が必要ではないか？	【最終案：P7～11、15】 P7の障害福祉サービス等の利用状況は実利用人数ベースの実績を記載しております。	
54	制度の根幹である相談支援体制について、具体的な対策が書かれておらず、充実を図ります(努めます)では改善は進まないと言わざるを得ない。	【最終案：P29】 いただいたご意見を踏まえ、障害者生活支援センターの在り方については検討させていただきます。なお、サービス等利用計画の作成や相談支援を行う指定特定相談支援事業所は現在19事業所を指定しており、第5期障害福祉計画策定時の14事業所から5事業所増えています。引き続き関係機関と連携しながら、地域生活支援拠点等の機能をさらに強化するなど、相談支援の充実を図ります。	
55	相談支援事業所が現在1か所だけとなっていますが、今後増やすことは考えていないのか。1か所だけというのは少ないと思うので人材確保や相談支援事業所を増やしていただけたらと思う。		
	相談支援事業所について、地域生活支援拠点を市が行っている中、相談や緊急が多くなると思うので、1か所で全体を受けるのは厳しいと思う。地域で分けるなどしてほしい。		
56	障害を持った方により良い環境作り、支援を相談できる所をもっと地域の身近なところに作ってほしい。		
57	自立支援センター等の設置。		
58	支援センターへの宇治市委託料の増額をしてほしい。	【最終案：-】 障害者生活支援センターの委託事業の状況や役割等を踏まえて関係事業所とも協議を進めていきたいと考えております。	
59	高齢化について 障害のある方が65歳になっても使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できるようにお願いしたい。	【最終案：-】 社会保障制度の原則である保険優先の考えにより、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、原則介護保険サービスを利用することとされております。しかし、本市ではサービス支給量が介護保険サービスのみによって確保することができない場合や、障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用される場合等には障害福祉サービスを利用することも可能としております。	
	障害のある人が65歳を超えても必要とする支援を自ら選んで自己負担なく利用できるようにしてほしい。		
	障害を持つ人が65歳以上になり、介護保険が優先され以前よりもサービスの利用量や質が少なくなっているといったケースもよくあるので、独自で受け皿となりえるようなシステムを構築してもらえたらと思う。		
	65歳の介護保険への移行について障害を配慮してほしい。		
	65歳以降も今と同じサービスを自己負担なく受けられるようにしてほしい。		

**「第6期宇治市障害福祉計画及び第2期宇治市障害児福祉計画」(初案)  
に関するパブリックコメントにおける意見及び本市の考え方について**

ジャンル	ご意見等の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正
60	障害者の高齢化、介助者の高齢化の問題について、認知の問題はデリケートで、難しいため、もう少し早い時期に考えなくてはいけないと感じた。	【最終案：-】 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」の地域生活への移行につきましては、関係機関と連携をはかり、安心して地域で暮らしていけるよう適切なサービスの提供に努めます。 また、いただいたご意見については、本市の障害福祉行政推進にあたっての参考にさせていただきたいと考えております。	
61	親の高齢化、障害者当人の高齢化に伴う介助者の増員。		
62	高齢となって障害のある方が安心して利用できる老人ホームが必要と考える。 公立の事業所が難しければ、土地の提供や運営費補助など市独自の補助策を講じていただきたい。		
	親子で入れる障害者用の老人ホーム、入所施設など、年金内で安心して暮らせる場をつくってほしい。		
	障害高齢者専用の老人(介護)ホームを作してほしい。		
63	障害者施設が高齢者施設を建設できるように、独自の助成をお願いしたい。		
64	障害のある人が重度化・高齢化その親も高齢とダブルケアが必要な方が増えてきている。必要な時に必要なサービスを受けられるよう障害分野、高齢分野にまたがって柔軟な対応をしていただきたい。		
65	相談事業の計画などを見ても、相談したり対応の仕方などが小中校の質と理解が低く、正しくしてもらえないことが現状。すべてにおいていえることで最も大切だが質を上げる、専門職としての確立が支援には必要ではないかと思う。	【最終案：-】 地域社会における理解が進むよう、市民、企業、公共機関及び学校等への出前講座を実施するなどし、障害特性の理解の促進と情報伝達方法の普及及び障害者支援の充実に努めます。 なお、本市ではこれまでから、障害者福祉施設連絡協議会と連携し、市役所で障害のある方よりロビー販売、オープンカフェなどを開催しております。	
66	地域で助け合い、全ての人々が暮らしていけたら幸せだと思う。障害関係なく過ごすことができることは理想。 デンマークなど福祉に力を入れている国のように、国として注力しなければ、国民一人一人に意識や理解を求めることは難しいのではないか。		
67	差別解消の項もあるが、現実では「障害がある人だから仕方ない」という逆差別が学校内であったり、職場内であったり起こっているように感じる。これは本当の理解ではないように感じる。 福祉、教育にかかわるものに法外に対する知識や経験がなさすぎることが多いに問題だと思う。補う機会と力をつけられているか確認がいる。計画を立て、現場で生かされているかの確認が大切。(特に生の声を聴いてください)障害があっても一人同じ人間として大切にされるよう人的な物理環境を整えてほしい。		
68	市民に対する障害への正しい知識の啓発や理解を促進してほしい。		
69	小・中学校教師(学校等)への障害をもつ児童に対する知識と問題への支援の強化をお願いしたい。		
70	「親亡き後」ではなく、今は「親あるときに何をするか」が大事。市内に3か所ある地域生活支援拠点に予算を。	【最終案：-】 国が行う障害福祉サービス報酬改定が、障害者施設の安定運営に資するものとなるよう、引き続き必要に応じて要望等していく考えです。	
71	障害のある本人だけではなく、その介護者の高齢化の問題がどんどん出てきている。保護者とのやりとりが難しくなっていること、親が亡くなっていくこと等、地域生活支援拠点事業を(予算含め)市も一緒になって進めて行っていただきたい。		
72	地域生活支援拠点等について親亡き後もそうですが、緊急時に対する事業なので障害のある方々にはとても重要ですが、対応して報酬では緊急時に対応が大変です。いつでも受けられるように補助金で専門員を置いてほしい。		
73	地域生活拠点等支援の質を上げることも大切ですが、そのために働く側の環境を整えてほしい。法人だけでは運営も厳しいので、国や行政も一緒になって施設を増やし運営していけたらよいのではないか。	【最終案：P29】 いただいたご意見を踏まえ、障害者生活支援センターの在り方については検討させていただきます。なお、サービス等利用計画の作成や相談支援を行う指定特定相談支援事業所は現在19事業所を指定しており、第5期障害福祉計画策定時の14事業所から5事業所増えています。引き続き関係機関と連携しながら、地域生活支援拠点等の機能をさらに強化するなど、相談支援の充実に努めます。	
74	相談支援事業の目標数値が以前から増えていない。		
	高齢化が進む中、障害のある本人だけではなくその介護者の高齢化がとて深刻になっている今、今後は地域生活支援拠点が重要である。住みやすい宇治市であることをアピールできるくらい障害者高齢者が宇治市に住んでよかったですと思える街づくりを目指してほしい。	【最終案：P29】 本計画策定後は、障害のある方の重度化や高齢化にも対応していくことも目的とし、地域生活支援拠点の充実に努めていきます。	

**「第6期宇治市障害福祉計画及び第2期宇治市障害児福祉計画」(初案)  
に関するパブリックコメントにおける意見及び本市の考え方について**

ジャンル	ご意見等の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正	
75	コロナにより働く状況が大きく変わっている。工賃補填の継続はもちろんですが、広く市内企業に呼びかけ、施設外就労の場の提供やノベルティの設定など地域を巻き込んだ呼びかけを進めてほしい。	【最終案:P30】 P30の3.就労支援の強化の に記載の通り、工賃向上の取組については、京都府による様々な取組がされるとともに、本市においても、障害者優先調達推進法により障害者就労施設への発注枠拡大に向けた取組を引き続き進めていきます。また、今後もコロナ禍での売り上げ減少に伴う支援策として今年度実施しました事業所の自主製品購入による支援等の取組に努めてまいります。		
76	コロナによる自粛で発達障害や精神不安定になる子供が増えているのできめ細かい対応を。	【最終案:-】 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症発生時に備えて平時からの事前準備や関係機関との連携体制の構築に取り組んでいくとともに、情報の共有、資材の提供等支援の充実を図ってまいります。		
77	新型コロナウイルス対応について、本人または、介護する家族等に感染の恐れがある場合、入院時の個別支援、家族にかかわる療養所等の設置が必要。			
78	新型コロナウイルスの感染が広がる中事業所でもマスクをつけたり、手を洗うのが難しいケースの利用者の方はたくさんおられる。十分な支援と体制整備に向けた対応をお願いしたい。			
79	コロナウイルス感染症から利用者を守るためにも、利用者が何を利用しているのか市全体で行うべき。			
80	コロナ対策で福祉職員は疲弊している。福祉に携わる人が安心して働き続けられるよう、労働条件をもっと改善できるような根本的体系を考えてもらいたいと思う。			
81	PCR検査の充実と、もし仕事を休むことになった場合の日給で働く職員への給与の補填をお願いしたい。			
82	作業所の職員と利用者さんのすべての人が安心して作業し、仕事ができるよう安全面を考え、全員にPCR検査が受けられるようにしてほしい。			
83	行政は市民も安全に働く職員も安心できるようPCR検査を定期的実施されるなどの策を講じるべきだと思う。			
84	精神障害の中高生の通院も増えてきている。コロナ禍でストレスも増え、一般就労が難しい人も多く、すべての分野でつながっていると思う。計画以上に充実していただけたらと思う。			
85	障害福祉サービス等の利用状況のところで、「新型コロナウイルス感染症の影響について」が記されており、今後もまだ終息のめどもわからず、ワクチンの副作用等まだ未知の部分もあるので、それに対する障害を持つ方たちの不安をとりぞのくような何か具体的な施策を盛り込むことができればよいのではと思う。(精神面のケアとか)コロナに限らずウイルス感染はまた出てくるかもしれないので。			
86	強度行動障害のある人が新型コロナウイルスに感染した場合、入院を断られる現状が出ています。障害のあるなしにかかわらず、すべての人が同様の医療と対応が受けられるよう対策を講じてほしいと思う。		【最終案:-】 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症発生時に備えて平時からの事前準備や関係機関との連携体制の構築に取り組んでいくとともに、情報の共有、資材の提供等支援の充実を図ってまいります。	
87	感染者への直接の支援を行う(行った)介護職員への金銭的な支援、および感染者への直接的な支援方法について、知識を秘める取組、研修(講師-保健所職員、コロナ感染者の対応をしたことのある施設の職員など)を実施してほしい。			
88	P.32 感染症対策について、コロナ禍でも障害のある人や支援者の命、健康が安心して守られるように、感染症対策と医療体制の強化を求める。			
89	コロナ感染症や自然災害の対応について協議を進めるのが必要ではないかと思う。			
90	コロナ禍の昨今的確に自分のことを表現できにくい障害者にとって医療について専門的な知識を持っている看護師が必要である。			
91	障害者の受け入れ場所を早急に確保してコロナ禍でも障害者が安心して療養できるようにしてほしい。			
92	『3密を防ぐ』事について何もはっていない。使い捨ての資材(マスク、フェイスガード、防護服など)を確保していただきたい。			
93	コロナ禍で大変だとは思いますが、いろんな福祉サービスが利用者、家族、各施設にも充実できるようよろしくお願ひしたい。			
94	新型コロナウイルス感染症のため、休みになった利用者や勤務のキャンセルをお願いしたアルバイトの方への補填をお願いしたい。	【最終案:-】 新型コロナウイルス感染症の影響により、活動縮小を余儀なくされた事業所における利用者の工賃減少に対し、京都府、宇治市で補助事業を実施しています。引き続き関係機関との連携体制の構築に取り		

**「第6期宇治市障害福祉計画及び第2期宇治市障害児福祉計画」(初案)  
に関するパブリックコメントにおける意見及び本市の考え方について**

ジャンル	ご意見等の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正
95	新型コロナウイルスの感染拡大により事業所での仕事が一般的に減り、工賃収入がとて減った。仕事が少なくなったときには一般の労働者同様に減額分を補填するような仕組みを考えてほしい。	組んでまいります。	
96	コロナ禍がまだまだ続くと思われ中、作業所の収入減は利用者の給料にすぐ響く状態。低賃金で働く利用者の生活と体調管理と働く場所を必ず守り抜いてほしいと思う。		
97	令和2年度宇治市12月補正予算で障害福祉サービス事業所等利用者支援事業費を追加していただきありがとうございます。全国でも初めてでとても感謝しております。これを機に国も工賃の補償をしていただけたら嬉しい。		
98	新型コロナウイルスの影響で利用者の仕事量が減ってきています。働くことの楽しさ等のためにも仕事量を増やしてほしい。	【最終案:P30】 P30の3.就労支援の強化の に記載の通り、工賃向上の取組については、京都府による様々な取組がされるとともに、本市においても、障害者優先調達推進法により障害者就労施設への発注枠拡大に向けた取組を引き続き進めていきます。	
99	コロナウイルス感染症で作業所などの自主製品を売る機会がなくなり売れなくなっているため今後も補填を継続してほしい。		
100	地域移行や一般就労への移行などに課題がある状況がありますが、このコロナ禍ですますます難しくなってくると思う。人口は減少傾向にあるようですが、障害者手帳所持者は毎年増えているとあります。障害のある人、その家族とともに高齢化が進んでいて、今現在利用しているサービスだけでは現状追いついていかなないようにも思う。	【最終案:-】 本計画策定後は、計画の実施に向けた取組を進めてまいりたいと考えています。	
101	短期入所、日中一時、移動支援、障害者介護支援事業などコロナウイルス感染症の影響で利用を控えた場合何らかの補填をしてほしい。	【最終案:-】 新型コロナウイルス感染症の感染予防などのため、障害福祉サービスの利用者が事業所の利用を自粛されるなどして、各事業所の給付費等が減少している状況に対して、本市では、障害者等が外出を自粛された場合に、居宅等においても外出時同様に移動支援事業所が飲食や安全確保等の必要な支援を行うことを可能とするなど、居宅等での支援が可能なサービスにつきまして、柔軟な対応をしてきたところです。 今後も引き続き、ご意見など伺いながら、取り組んでまいりたいと考えています。	
102	このコロナ禍をきっかけに今後も感染症の流行も新たに考えられるので、明確な感染症対策マニュアルを高年齢者・障害者・保育とジャンルごとに策定してもらえたらと思う。	【最終案:-】 いただいたご意見については、本市の障害福祉及び保健、医療、危機管理行政推進にあたっての参考にさせていただきたいと考えております。	
103	障害のある人たちがコロナの影響で失業してしまった場合は、エセンシャルワーカーなど勤務先の斡旋を積極的にお願いしたい。		
104	新型コロナウイルス感染症に対する障害のある方への支援が示されておらず、この状況を考えると場当たりの支援ではなく、災害等も含めた支援をどうしていくのかを構築していく必要があると思う。		
105	次期福祉計画の中には、障害のある方が意思疎通支援事業と移動支援事業の利用控えをされなくて済むような工夫、極力抑える具体策を盛り込んでほしい。	【最終案:-】 新型コロナウイルス感染症に関する詳細な対策につきましては、国や府、専門機関等の動向を注視しつつも、日々新たな情報が更新されていることから本計画内での記載は控えさせていただきますが、本市としては引き続き、関係機関等との連携の強化、情報の共有、資料の提供等支援の充実を図ってまいります。	
106	その他 中途失聴難聴者は中年・高齢から発症することが多いので市政だより等を通じて隠れ難聴者の啓発や支援紹介をお願いしたい。	【最終案:-】 ご意見を踏まえ、情報提供及び広報の充実に努めてまいります。	
107	近年若者のスマートフォン過度使用による弱視者が増加している。また、急速な高齢化社会も相まって公共施設発行の文書や表示が読みづらいという声をよく聞きます。第6期初案ではこの件に対する対策が欠落しているように思う。	【最終案:-】 いただいたご意見については、本市の障害福祉行政推進にあたっての参考にさせていただきたいと考えております。	
108	地域共生社会の実現に向けて、しっかり取り組んでほしい。	【最終案:-】 地域社会における理解が進むよう、市民、企業、公共機関及び学校等への出前講座を実施するなどし、障害特性の理解の促進と情報伝達方法の普及及び障害者支援の充実に努めます。	
109	保育所で働いている保育士さんが発達相談のことや障害のある子供に対しての知識が希薄なように感じる。学習する機会を設けて知識を深めていただきたい。	【最終案:-】 本計画策定後は、計画の実施に向けた取組を進めてまいりたいと思います。	
110	障害者の方々の現場の生の声とこの計画が宙に浮いた存在に乖離した存在にならないように、市内の施設や様々な公共施設の相互の少々のチェックで皆さんの計画という風に浸透していけばいいと思う。		
111	今後定める計画をその通りに実行し結果がどのようになったのか評価(check)を正しく行うことが重要であり、計画を立てることが目的とならないように取り組むこと、同時に広く意見の募集を続け、市民とともに障害福祉の推進を行っていくべきである。		

**「第6期宇治市障害福祉計画及び第2期宇治市障害児福祉計画」(初案)  
に関するパブリックコメントにおける意見及び本市の考え方について**

ジャンル	ご意見等の概要	ご意見に対する宇治市の考え方	修正
112	計画書にかかれていることは、どれも大切に重要で素晴らしいものだと思う。しかし、実現していくというこの言葉は抽象的な表現も多く、確信を持つことはできない。		
113	第3期宇治市地域福祉計画とどう連動していくのか。	【最終案:P3】 本計画は、「宇治市総合計画」「宇治市地域福祉計画」を上位計画とした個別計画として位置付けております。本市の目指すべき姿に向けて、上位計画や関連計画との整合性を図りつつ、施策の展開においては部局間で連携を取り、進めてまいります。	
114	避難所提供時の通常事業運営との兼ね合いなどが不明なので災害時対策の整備に力を注いでほしい。	【最終案:-】 福祉避難所については「第2期宇治市障害者福祉基本計画」において「障害のある人や高齢者など配慮を必要とする人が避難所生活に支障をきたさないよう、一般の避難所とは別に福祉避難所を指定します。」と定めており、引き続き福祉避難所の確保に努めます。	
115	障害者の避難先の確保をしっかりとしてほしい。		
116	障害者が遠慮なく利用できるスポーツジム(民間も含め)がほしい。	【最終案:-】 いただいたご意見については、本市の障害福祉行政推進にあたっての参考にさせていただきたいと考えております。	
117	宇治市の計画第3章の7、第6章の6に関することと思いますが、行政は医療者に対しても啓発、障害者差別解消法など医療分野以外の知識を学ぶ機会を積極的に実施してほしい。また、障害者歯科があるように、障害者外科、内科等増やしていただくよう働きかけてほしい。		
118	作業所の職員にも資格を持たせてモチベーションアップして教育的な目的を利用者に対し考えていく。学校の続きのようにする。日本全体がそのようになればいいと思います。働ける人は働く喜びをもてる代わりに本人の達成感ややりがいを大事にする。本人のペースでやりたいことをやえるようにすこずつ社会参加出来たらいいと思う。		
119	認定支援区分調査の開示をしてほしい。		
120	第3章1項目の、障害者の重度化・高齢化(親亡き後)について、現場でも体制など重点的に確保ができるように努めて欲しいと思った。		
121	給食費が全額負担になるかもという話がありますが、利用者にすれば半額でも負担となりうるのに、全額となると厳しいこととなります。ぜひとも取らないようにしてほしい。	【最終案:-】 令和3年度の国が行う障害福祉サービス報酬改定の内容も注視しながら、引き続き必要に応じて要望等検討していく考えです。	
122	7項目の差別...については、コロナ禍の事など、利用者、家族だけではなく、施設も含めた権利擁護をお願いしたいと思った。	【最終案:-】 本計画策定後は、計画の実施に向けた取組を進めてまいりたいと考えている。	
123	地域におけるバリアフリーへの理解と設備の改善をしてほしい。	【最終案:-】 地域におけるバリアフリー化については、「第2期宇治市障害者福祉基本計画」において「建築物等のバリアフリー化の促進」や「住宅のバリアフリー化の支援」を進めていくこととしており、また、「心のバリアフリー化の推進」として、「すべての人がバリアフリーの必要性を理解するとともに、支援を必要としている人に気軽に手助けができるよう、啓発活動などを通じて「心のバリアフリー」の推進に努めます。」と定めております。今後も引き続きバリアフリー化の推進に努めてまいります。	

## 「第 6 期宇治市障害福祉計画及び第 2 期宇治市障害児福祉計画」(初案)の修正箇所

( 1 )

修正前 ( 初案 )						修正後 ( 最終案 )						該当 No.
第 2 章 宇治市の障害福祉にかかる状況 【P4 1 . 宇治市の人口及び障害者手帳所持者数の推移】 (各年度10月1日現在 単位:人)						第 2 章 宇治市の障害福祉にかかる状況 【P4 1 . 宇治市の人口及び障害者手帳所持者数の推移】 住民基本台帳登録人口(各年度10月1日現在 単位:人)						
性別	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	性別	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	
男	89,014	88,410	88,003	87,560	86,968	男	92,219	91,615	91,208	90,765	90,173	
女	95,664	95,301	94,918	94,610	94,007	女	97,579	97,216	96,833	96,525	95,922	
総数	184,678	183,711	182,921	182,170	180,975	総数	189,798	188,831	188,041	187,290	186,095	
						総合計画等に合わせ、準拠人口を統計人口から住基人口に修正 連動して P6 の「人口及び障害者手帳所持者数推移」の図表 <u>における人口も修正</u>						

( 2 )

修正前（初案）	修正後（最終案）	該当 No.
<p>第5章 障害福祉サービス等の見込量 【P24 1 . 第6期障害福祉計画のサービス見込量】</p> <p>いずれのサービスについても、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつも、事業所と利用者それぞれが感染拡大を予防した「新たな生活様式」を実践するものと考え、今後の見込量の算出に及ぼす影響は最小限としています。</p>	<p>第5章 障害福祉サービス等の見込量 【P24 1 . 第6期障害福祉計画のサービス見込量】</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症に関しては、いずれのサービスについても、現時点での影響を考慮しつつ、計画期間中も引き続き感染者数の動向や、それに伴うサービス利用見込量への影響を注視し、必要に応じて見直し等を検討します。</u></p>	1～4

( 3 )

修正前（初案）	修正後（最終案）	該当 No.
<p>第6章 目標実現のための方策 【P30 3．就労支援の強化】</p> <p>一般就労への移行に向けては、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携や、意見交換を行い、課題を的確に捉えることにより、移行前、移行後の支援体制の充実を図ります。</p>	<p>第6章 目標実現のための方策 【P30 3．就労支援の強化】</p> <p>一般就労への移行に向けては、<u>新型コロナウイルス感染症が雇用情勢に及ぼす影響も考慮しながら、</u>公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携や、意見交換を行い、<u>一般企業等のニーズ及び就労支援上の課題を</u>的確に捉えることにより、移行前、移行後の支援体制の充実を図ります。</p>	6,35

( 4 )

修正前（初案）	修正後（最終案）	該当 No.
<p>第6章 目標実現のための方策 【P32 5 . 関係機関等との連携及び情報提供の充実】</p> <p>感染症対策や自然災害時の対応等について、日頃から保健、医療、危機管理等の関係機関と連携し情報共有するとともに、有事の際には、官民の垣根を越えて連携し対応できるように努めます。</p>	<p>第6章 目標実現のための方策 【P32 5 . 関係機関等との連携及び情報提供の充実】</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症や自然災害等に対しては、日頃から事業所及び保健、医療、危機管理等の関係機関と、発生を見据えた対応方針や資材備蓄等の準備について情報共有するとともに、発生時には、事業所及び関係機関と連携し、迅速で的確な対応ができるように努めます。</u></p>	7

# 第6期宇治市障害福祉計画

・

# 第2期宇治市障害児福祉計画

(最終案)

宇 治 市



# — 目 次 —

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけと期間	2
第2章 宇治市の障害福祉にかかる状況	4
1. 宇治市の人口及び障害手帳所持者数の推移	4
2. 障害福祉サービス等の利用状況	7
第3章 計画の基本方針	14
第4章 障害福祉サービスの整備目標	17
1. 第6期障害福祉計画の整備目標	18
2. 第2期障害児福祉計画の整備目標	23
第5章 障害福祉サービス等の見込量	24
1. 第6期障害福祉計画のサービス見込量	24
2. 地域生活支援事業の見込量	27
3. 第2期障害児福祉計画のサービス見込量	28
第6章 目標実現のための方策	29

---

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の背景

障害のある人をめぐる制度は、従来の「措置制度」から、平成15年の「支援費制度」導入により、障害のある人自らがサービスを選択し、事業者との契約によってサービスを受けるという、「自己選択、自己決定」の制度へと改革されました。また、平成18年の「障害者自立支援法」の施行により、「支援費制度」における課題であった年齢や障害種別を越えたサービス体系の一元的な制度が確立され、市町村に対しては障害福祉計画の作成を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

その後、障がい者制度改革推進本部における検討を踏まえて、利用者負担の見直しや相談支援の充実がされ、平成25年度からは、障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

なお、この障害者総合支援法においては、施行後3年を目途に障害福祉サービスの在り方を見直すこととされており、この見直しを受け「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成30年4月から施行されました。（一部は公布の日に施行）

こうした国の法令・制度のもと、宇治市では平成30年度からの3か年度を計画期間とする「第5期宇治市障害福祉計画・第1期宇治市障害児福祉計画」を策定して障害福祉サービスの整備に取り組んできました。全体としては概ね順調に進捗してきていますが、地域移行や一般就労への移行などに課題がある状況となっています。そのため、計画期間の終了に向け、障害福祉を取り巻く情勢や地域のニーズ等を的確に捉えたうえで、宇治市における課題や現状により即した計画を定め、障害福祉の一層の推進に取り組むことが求められています。

そのような中、国から示された基本指針及び令和2年9月に実施したアンケートの結果を踏まえ、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期宇治市障害福祉計画」を策定するとともに、障害児支援の提供体制の整備のため、「第2期宇治市障害児福祉計画」を一体的に策定します。

---

## 2 . 計画の位置づけと期間

### ( 1 ) 計画の位置づけ ( 法定根拠 )

第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」となる法定計画であり、同法において定める「基本指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)に規定されている次の事項を踏まえ、障害のある人の生活支援にかかわる具体的なサービス提供体制の整備について定めるものです。また、併せて策定する第2期宇治市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」となる法定計画です。

#### 「基本指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)

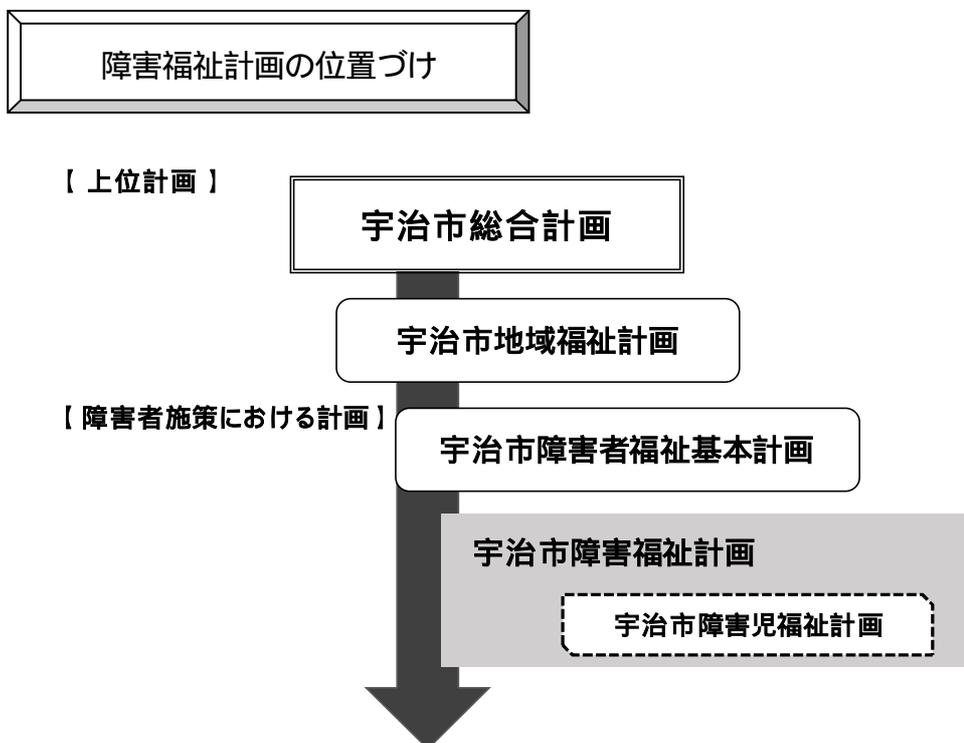
( 抜粋 ~ 市町村障害福祉計画の作成に関する事項 ~ )

- 1 . 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 . 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 3 . 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
- 4 . 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業並びに指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

## (2) 宇治市障害者福祉基本計画との関係と計画の期間

「宇治市障害者福祉基本計画」は障害者施策全般について定めた計画であり、障害福祉計画(障害児福祉計画を含む)は、宇治市障害者福祉基本計画に掲げられている施策のうち、特に障害のある人の生活支援に係る施策について、障害者総合支援法(障害児福祉計画は児童福祉法)に基づく各種指定障害福祉サービス等の具体的な数値目標等について定める計画です。

障害福祉計画は宇治市障害者福祉基本計画の障害福祉サービス分野における“3か年の実施計画”と位置づけられます。



### 【計画の期間】

【計画の期間】	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
障害者福祉基本計画	第2期宇治市障害者福祉基本計画(2012年~2023年)								
障害福祉計画 (障害児福祉計画)	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 (第1期障害児福祉計画)			第6期障害福祉計画 (第2期障害児福祉計画)		

---

## 第2章 宇治市の障害福祉にかかる状況

### 1. 宇治市の人口及び障害手帳所持者数の推移

#### (1) 宇治市の人口

宇治市は、昭和26年に2町3村の合併により、人口3万8千人で市制を施行しました。

昭和30年代後半の高度経済成長期以降、急激に人口が増加し、昭和45年には10万人、昭和54年には15万人を突破しました。

その後、人口の伸びは鈍化し、平成19年度の19万人をピークに、近年は減少傾向に転じています。

住民基本台帳登録人口(各年度10月1日現在 単位:人)

性別	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)
男	92,219	91,615	91,208	90,765	90,173
女	97,579	97,216	96,833	96,525	95,922
総数	189,798	188,831	188,041	187,290	186,095

## (2) 身体障害手帳所持者数の推移

宇治市の身体障害者手帳所持者数の過去5年の推移は以下のとおりとなっており、毎年逡増しています。特に65歳以上の増加が最も多く、障害のある人の高齢化が進んでいると考えられます。

(各年度3月末現在 単位:人)

等級	年齢	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)
1	18歳未満	58	54	56	53	61
	18歳～64歳	684	638	619	611	594
	65歳以上	2,028	2,065	2,069	2,056	2,063
2	18歳未満	28	27	28	26	29
	18歳～64歳	360	349	350	361	359
	65歳以上	1,008	1,010	1,022	1,016	1,021
3	18歳未満	18	19	17	18	18
	18歳～64歳	339	335	319	287	270
	65歳以上	1,161	1,145	1,170	1,202	1,193
4	18歳未満	10	10	12	14	14
	18歳～64歳	670	619	594	599	597
	65歳以上	2,427	2,493	2,544	2,583	2,596
5	18歳未満	3	1	1	1	2
	18歳～64歳	216	205	197	199	203
	65歳以上	598	619	645	666	682
6	18歳未満	2	2	2	4	4
	18歳～64歳	162	171	178	179	181
	65歳以上	509	551	626	679	705
合計	18歳未満	119	113	116	116	128
	18歳～64歳	2,431	2,317	2,257	2,236	2,204
	65歳以上	7,731	7,883	8,076	8,202	8,260
		10,281	10,313	10,449	10,554	10,592

## (3) 療育手帳所持者数の推移

宇治市の療育手帳所持者数の過去5年の推移は以下のとおりとなっており、毎年逡増しています。平成27年度(2015年度)と令和元年度(2019年度)比較で225人(13.6%)増加しています。

(各年度3月末現在 単位:人)

等級	年齢	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)
A	18歳未満	118	130	134	133	141
	18歳以上	522	534	545	570	583
B	18歳未満	265	298	325	340	344
	18歳以上	749	772	787	793	811
計		1,654	1,734	1,791	1,836	1,879

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

宇治市の精神障害者保健福祉手帳数の過去5年の推移は以下のとおりとなっており、毎年逓増しています。平成27年度(2015年度)と令和元年度(2019年度)比較で332人(28.7%)増加しています。

(各年度3月末現在 単位:人)

等級	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)
1級	105	102	112	97	97
2級	584	617	644	655	715
3級	468	498	561	611	677
計	1,157	1,217	1,317	1,363	1,489

#### (5) 宇治市の人口と障害者手帳所持者数の推移

宇治市の人口と各種障害者手帳所持者数の過去5年の推移は以下のとおりとなっています。人口が減少傾向ですが、各種障害者手帳の所持者数は逓増しています。



## 2. 障害福祉サービス等の利用状況

平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度は見込)までの第5期障害福祉計画期間における障害福祉サービスの利用状況は、以下のとおりです。なお、各年度の数値は3月の実績となっています。

### 【新型コロナウイルス感染症の影響について】

各サービスの実績値については、各年度の3月実績を基準として比較しているため、令和元年度実績(令和2年3月実績)につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けていると考えられるものもあります。

#### 訪問系サービスの利用状況(1か月当たり)

区分		単位	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度(見込) (2020)
居宅介護	利用者数	人	317	340	355
	利用実績	時間	5,735	7,047	7,863
重度訪問介護	利用者数	人	10	14	18
	利用実績	時間	3,220	5,154	6,073
同行援護	利用者数	人	38	37	54
	利用実績	時間	822	593	1,056
行動援護	利用者数	人	65	65	77
	利用実績	時間	1,702	2,414	2,691
合計	利用者数	人	430	456	504
	利用実績	時間	11,479	15,208	17,683

居宅介護は令和2年度(2020年度)にかけて、利用者数・利用実績ともに増加する見込みです。重度訪問介護については、近年利用者数・利用実績とも大幅に増加しています。同行援護については、令和2年3月の利用実績が大幅に減少しており、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものだと考えられま

す。行動援護の利用実績については、令和2年度(2020年度)にかけて利用者数・利用実績ともに増加する見込みです。

日中活動系サービスの利用状況(1か月当たり)

区分	単位	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度(見込) (2020)
生活介護	人	422	426	434
	人日	7,817	8,416	8,504
自立訓練(機能訓練)	人	5	3	2
	人日	65	45	22
自立訓練(生活訓練)	人	44	39	40
	人日	495	393	409
就労移行支援	人	48	43	50
	人日	793	695	812
就労継続支援(A型)	人	107	113	118
	人日	1,989	2,138	2,213
就労継続支援(B型)	人	285	283	291
	人日	4,538	4,486	4,623
就労定着支援	人	20	23	24
療養介護	人	29	29	29
短期入所	人	175	160	133
	人日	844	831	710
合計	人	1,135	1,119	1,121
	人日	16,541	17,004	17,293

人日 ... 人数 × 1人当たりの平均利用日数

生活介護、就労継続支援(A型)は利用者数・利用実績とも年々増加しています。自立訓練(機能訓練)は平成30年度(2018年度)から自立訓練(生活訓練)の対象が身体障害者にまで拡大されたことを受け、利用者数・利用実績とも年々減少傾向にあります。自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(B型)については令和2年3月に利用者数や利用実績が減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けて利用を控えられていると考えら

れます。短期入所についても新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えにより令和2年度は減少見込みとなっています。療養介護の利用者数は横ばいです。

#### 居住系サービスの利用状況(1か月当たり)

区分	単位	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度(見込) (2020)
共同生活援助	人	145	151	151
施設入所支援	人	131	136	135
自立生活援助	人	0	0	0

共同生活援助は新たに事業所が開設され、実績値は増加しています。施設入所支援については、施設入所者の地域移行が進む一方で、重度の障害のある人が多く、介護者の高齢化等に伴い入所を希望される人数が地域移行者数を上回る見込みです。自立生活援助については平成30年4月から新しく創設されたサービスですが、本市での利用実績はなく、今後も利用ニーズの調査とサービス普及に努めます。

#### 計画相談支援等の利用状況

区分	単位	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度(見込) (2020)
計画相談支援	人	965	1,006	1,088
地域移行支援	人	0	1	2
地域定着支援	人	45	54	58

人 ... 利用決定人数

計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援ともに年々増加しています。

### 地域生活支援事業の利用状況(年間)

区分	単位	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度(見込) (2020)
相談支援事業 (障害者生活支援センター)	か所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業 1、 2	件	17	15	24
意思疎通支援事業	件	916	822	735
日常生活用具給付等事業	件	4,389	4,627	4,784
移動支援事業	時間	36,603	33,794	19,965
日中一時支援事業	時間	101,642	111,017	106,861
地域活動支援センター事業 1	か所	4	4	4

- 1 成年後見制度利用支援事業、地域活動支援センター事業は障害者分の件数。
- 2 成年後見制度利用支援事業は、宇治市長の審判申立及び費用の助成件数。

成年後見制度利用支援事業・日常生活用具給付等事業の利用件数は年々増加しています。一方、意思疎通支援事業・移動支援事業の利用件数・利用時間は平成30年度(2018年度)から比較すると年々減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出規制や支援の利用控えの影響を受けたものだと考えられます。

障害児通所支援及び障害児相談支援の実績(1か月当たり)

区分	単位	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度(見込) (2020)
児童発達支援	人	222	236	227
	人日	1,142	1,373	1,346
医療型児童発達支援	人	11	7	4
	人日	54	55	44
放課後等デイサービス	人	347	385	419
	人日	2,894	3,273	3,634
保育所等訪問支援	人	12	12	16
	人日	12	13	17
居宅訪問型児童発達支援	人	2	2	2
	人日	9	4	6
障害児相談支援	人	541	620	710
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	12	12	12

児童発達支援・放課後等デイサービスは、利用者数・利用実績とも増加傾向で、特に放課後等デイサービスは近年事業所の新規開設や利用ニーズの増加などにより大幅に利用が増加しています。一方、医療型児童発達支援は若干減少していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものだと考えられます。保育所等訪問支援はほぼ横ばいで、障害児相談支援については、相談支援の普及により、年々増加しています。

## 障害福祉サービスの概要

居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護や、外出時の移動の支援などを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動が著しく困難な人の外出時に、移動の援護や必要な情報の提供などを行うサービスです。
行動援護	知的障害や精神障害により、行動が著しく困難な人に、危険を回避するために必要な支援や、外出時の支援を行うサービスです。
生活介護	重度の障害により、常に介護が必要な人に、通所施設で入浴、排せつ、食事などの介護や、訓練又は作業の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、通所施設で身体機能の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、通所施設で生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業などへの就労ができるよう、通所施設で一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型)	一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設との雇用契約により、知識及び能力の向上のために訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設での働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。
療養介護	重度の障害により、常に医療と介護を必要とする人に、入所施設で医学的管理のもと、機能訓練や看護などを提供するサービスです。
短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合に、施設において短期間の宿泊を伴う入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。
共同生活援助	共同生活をする住居において、夜間や休日の入浴、排せつ、食事など日常生活の介護を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事など日常生活の介護を行うサービスです。
自立生活援助	地域での一人暮らしを志望する障害者の地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的に巡回訪問等を行い、適宜支援を行うサービスです。
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用について、サービス等利用計画案を作成し、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うサービスです。
地域移行支援	長期の入所や入院をしている人に、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談その他必要な支援を行うサービスです。
地域定着支援	地域生活が不安定な一人暮らしの人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談その他必要な支援を行うサービスです。

## 地域生活支援事業の概要

相談支援事業 (障害者生活支援センター)	障害のある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	物事を判断する能力が十分ではない人に、本人の権利を守る援助者により、本人を法的に支援する成年後見制度の利用に必要な援助を行います。
意思疎通支援事業等	聴覚障害及び視覚障害のある人を対象に、手話通訳、要約筆記、点訳、音訳及び拡大写本等により、意思疎通・情報取得の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	在宅の重度の障害のある人等に対し、日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進のために自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等に対し、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。
日中一時支援事業	在宅の障害のある人等に対し、通所施設で日中における活動の場を提供し、日常的に介護している家族などの一時的な休息のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	在宅の障害のある人等に対し、通所施設で創作的活動、生産活動、社会との交流の場の提供を行うことで、障害のある人やその家族の地域における生活を支援します。

## 児童福祉法によるサービスの概要

児童発達支援	未就学の児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	肢体不自由等医療を必要とする未就学の児童に対して、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に通所施設で、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所や学校などを訪問し、障害のある児童に関し、集団生活への適応のための専門的な支援や助言を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障害児などの重度の障害がある児童であって、外出するのが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問し、児童発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	児童福祉法によるサービス等の利用について、サービス等利用計画案を作成し、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うサービスです。

---

## 第3章 計画の基本方針

「第6期宇治市障害福祉計画」・「第2期宇治市障害児福祉計画」

### 1 地域生活を支援するサービス提供体制の整備

障害のある人が住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、また、施設入所及び入院から地域生活へ移行して安心して過ごすことができるよう、サービス提供体制の整備を計画的に進める必要があります。

また、高齢化がますます進む中で、障害のある本人だけでなく、その介護者の高齢化といった問題も深刻になっていることから、今後を見据え、地域生活支援拠点等( )のさらなる機能の充実を図り、障害のある人の生活を地域で支える体制を確保する必要があります。

( )地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくりなどの様々な支援を切れ目なく提供する機能をもつ場所や体制のこと

### 2 働く意欲を持った障害のある人に対する就労支援整備

障害のある人にとって働くことは、経済的な基盤づくりであるとともに、労働を通じて喜びや生きがいなどを見出したり、社会参加、社会貢献などの自己実現を図ったりするなど、経済的、社会的な自立を支える重要な柱となるものです。

学校卒業後に、能力と適性に応じた進路選択ができるとともに継続して就労ができるよう、福祉、教育機関、生活困窮対策に関する部局等の各分野の連携をより一層強化する必要があります。

宇治市においても令和2年4月に策定した「宇治市障害者活躍推進計画」に基づき、雇用を通じた障害のある人の社会的自立を推進するため、障害者雇用に取り組んでいきます。

---

### 3 相談支援体制の充実

---

障害のある人が地域生活を送る上で、いつでも気軽に相談ができ、適切な情報提供や支援を受けることのできる窓口が不可欠です。

しかし、障害のある人を取り巻く環境が複雑化する中で、一人一人の課題に対応できる相談支援員の数が十分とは言えない状態です。日頃から緊急時まですぐに相談ができ、必要な機関に繋ぐ総合的な相談支援体制の確保をするため、生活相談支援センター、地域生活支援拠点、特定相談支援事業所、地域自立支援協議会等の関係機関と連携し、地域の課題に対して検証・検討を行い、相談支援体制の充実を図ります。

### 4 障害種別にかかわらない包括的な支援体制の整備

---

身体障害、知的障害、精神障害、難病、高次脳機能障害、発達障害、医療的ケアが必要な人など、障害種別にかかわらない包括的な支援体制の整備に努めます。

また、障害者手帳を取得していない人の支援についても、十分な情報提供を行うことにより、障害福祉サービスの活用を促進する必要があります。

### 5 障害のある児童の支援の提供体制の整備

---

障害のある児童への支援は、成長に伴い関わる機関が変わっていくことから、乳幼児期から各ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制が必要です。

障害児通所支援及び障害児相談支援の利用については年々増加しており、今後もニーズが高まることを踏まえ、支援体制の確保とともに、サービスの質の確保も重要となります。

---

## 6 地域共生社会の実現、社会参加を支える取組

---

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、市民一人一人が福祉に対する理解を深め、日常的に交流する機会をもつことが望まれます。市民に対する障害への正しい知識の啓発や理解の促進により、障害のある人も共に生きる地域の一員として地域づくりの主体となれるよう、相互理解を深める取組を推進していきます。

また、障害のある人が文化・芸術・スポーツ等を通じてそれぞれの個性や能力を発揮し積極的に社会参加できるよう、多様な活動に参加できる機会の充実を図ります。

さらに、障害の有無にかかわらずすべての人が等しく読書を楽しめる社会を目指して、本市においても、図書館に来館せずにパソコンやスマートフォン等から貸出しや閲覧ができる電子図書を導入するなど、読書環境の整備に努めます。

---

## 7 差別解消と権利擁護の推進

---

障害者差別解消法や障害者虐待防止法に基づき、障害を理由とした不当な差別や虐待の防止、障害のある人の人権擁護に向けた取組を地域全体で共有する必要があります。

本市においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員対応要領」に基づき、今後もすべての障害のある人が障害のない人と同様に尊重され、合理的配慮がなされるよう、職員研修も含め啓発の徹底に努めます。

また、障害等により判断能力が十分でない人が、成年後見制度などにより、権利擁護支援を円滑に受けられることができるよう、制度の周知と利用促進を図るとともに、福祉、医療、司法の専門職等と連携し、成年後見制度の取組を推進する新たな支援体制の構築に向けた検討を進めます。

---

## 第4章 障害福祉サービスの整備目標

国の「基本指針」で基本的な整備目標とされている、次の2つの柱に沿って、必要な障害福祉サービスの整備を進めていきます。

(抜粋～障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標における基本的事項～)

令和5年度(2023年度)末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和5年度(2023年度)末の施設入所者数を令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

令和5年度(2023年度)中に就労移行支援事業等を通じた一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度(2019年度)の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とするとともに、就労移行支援事業利用からの一般就労への移行については、令和元年度(2019年度)の移行実績の概ね1.30倍以上、就労継続支援A型事業利用からの移行については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業利用からの移行については概ね1.23倍以上を目指すこととする。



障害福祉サービスの見込量

## 1. 第6期障害福祉計画の整備目標

### 施設入所者の地域生活への移行及び施設入所者の削減

#### 【 国の基本指針 】

令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。

令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数の1.6%以上削減することを基本とする。

#### 【 宇治市の方針 】

国の基本方針を踏まえつつ、地域移行にかかる本市の過去の実績や地域のニーズ、課題等を総合的に勘案し、以下の目標値を設定するとともに、障害のある人の自立支援を支えるために、さらなる相談支援の充実や地域生活に必要なサービス提供体制の整備、情報提供の充実を図ります。

### 令和5年度(2023年度)末における施設入所者数数値目標

項目	人数等	備考
【令和元年度(2019年度)末】 施設入所者数	136人	令和元年度末の施設入所者数

参考	平成30年度地域移行者数実績 (2018年度)	2人	令和元年度地域移行者数実績 (2019年度)	1人
----	----------------------------	----	---------------------------	----



【目標値】 地域生活移行者数	8人 (約6%)	令和5年度(2023年度)末までに施設入所から地域生活へ移行する人数 ( )内は地域生活移行者数を全入所者数で除した値
【目標値】 入所者数削減見込	2人 (約1.5%)	令和5年度(2023年度)末段階での差引減少見込数 ( )内は削減見込数を全入所者数で除した値

---

## 福祉施設利用者の一般就労への移行

### 【 国の基本指針 】

就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援等)を通じた一般就労への移行者数について、令和5年度(2023年度)中に令和元年度(2019年度)の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。就労移行支援事業利用から一般就労への移行実績については、令和元年度(2019年度)実績の概ね1.30倍以上を基本とする。

就労継続支援A型事業利用から一般就労への移行実績については、令和元年度(2019年度)実績の概ね1.26倍以上を基本とする。

就労継続支援B型事業利用から一般就労への移行実績については、令和元年度(2019年度)実績の概ね1.23倍以上を基本とする。

令和5年度(2023年度)における福祉施設利用者の一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援を利用することを基本とする。

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

### 【 宇治市の方針 】

国の基本方針を踏まえつつ、福祉施設利用者の一般就労への移行にかかる本市の過去の実績や地域のニーズ等を総合的に勘案し、以下の目標値を設定するとともに、関係機関との連携によるさらなる相談体制の充実や市民及び企業への情報提供の充実、地域の社会資源の充実を図り、一般就労への移行を促進します。

また、一般就労への移行後の定着も重要であることから、就労定着支援等の障害福祉サービスの利用促進や連携強化による支援の充実を図ります。

令和5年度(2023年度)における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の数値目標

項目	人数等	備考
【令和元年度(2019年度)】 年間一般就労移行者数	25人	令和元年度(2019年度)において就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数

参考	平成29年度実績 (2017年度)	21人	平成30年度実績 (2018年度)	19人
----	----------------------	-----	----------------------	-----



過去3年の平均実績に国指針の係数1.27倍を乗じた数を目標値に定めます

項目	人数等	備考
【目標値】 年間一般就労移行者数	28人	令和5年度(2023年度)において就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数

令和5年度(2023年度)における就労移行支援事業利用から一般就労への移行者数の数値目標

項目	人数等	備考
【令和元年度(2019年度)】 年間一般就労移行者数	19人	令和元年度(2019年度)において就労移行支援事業を利用し、一般就労した者の数

参考	平成29年度実績 (2017年度)	18人	平成30年度実績 (2018年度)	16人
----	----------------------	-----	----------------------	-----



過去3年の平均実績に国指針の係数1.30倍を乗じた数を目標値に定めます

項目	人数等	備考
【目標値】 年間一般就労移行者数	23人	令和5年度(2023年度)において就労移行支援事業を利用し、一般就労する者の数

令和5年度(2023年度)における就労継続支援A型利用から一般就労への移行者数の数値目標

項目	人数等	備考
【令和元年度(2019年度)】 年間一般就労移行者数	1人	令和元年度(2019年度)において就労支援A型事業所を退所し、一般就労した者の数

参考	平成29年度実績 (2017年度)	2人	平成30年度実績 (2018年度)	2人
----	----------------------	----	----------------------	----



過去3年の平均実績に国指針の係数1.26倍を乗じた数を目標値に定めます

項目	人数等	備考
【目標値】 年間一般就労移行者数	2人	令和5年度(2023年度)において就労支援A型事業所を退所し、一般就労する者の数

令和5年度(2023年度)における就労継続支援B型利用から一般就労への移行者数の数値目標

項目	人数等	備考
【令和元年度(2019年度)】 年間一般就労移行者数	4人	令和元年度(2019年度)において就労支援B型事業所を退所し、一般就労した者の数

参考	平成29年度実績 (2017年度)	1人	平成30年度実績 (2018年度)	1人
----	----------------------	----	----------------------	----



過去3年の平均実績に国指針の係数1.23倍を乗じた数を目標値に定めます

【目標値】 年間一般就労移行者数	3人	令和5年度(2023年度)において就労支援B型事業所を退所し、一般就労する者の数
---------------------	----	--

就労定着支援についての目標

一般就労した後の就労定着についても重要なことから、宇治市においても国の指針に準じて福祉施設から一般就労移行者のうち、7割が就労定着支援を利用することを旨とするとともに、就労定着支援事業所の就労定着率についても定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上となるよう障害福祉サービス事業所と連携を図ります。

---

### 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で暮らすための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を備えた地域生活支援拠点等の整備を引き続き推進していくとともに、令和5年度（2023年度）末までに、運用していく中で明らかになった課題や地域のニーズに答えられているか、継続的に検証及び検討を行い、さらなる機能の充実に努めます。

### 精神障害にも対応した包括的な支援体制の整備

精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して暮らすことができるよう、令和5年度（2023年度）末までに精神障害にも対応した包括的な支援体制を整備するため、保健・医療・福祉関係者との重層的な連携の仕組みづくりに努めます。

### 相談支援体制の充実・強化のための取組

令和5年度（2023年度）末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を目指すために、関係機関との連携を深め、支援の充実に努めます。

### 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度（2023年度）末までに都道府県等が実施する研修の積極的な参加や関係市町村との情報共有を行い、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目指します。

---

## 2. 第2期障害児福祉計画の整備目標

### 障害児支援体制の整備等

#### 【国の基本指針】

令和5年度(2023年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

令和5年度(2023年度)末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

令和5年度(2023年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

令和5年度(2023年度)末までに、医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

#### 児童発達支援センターの整備について

平成24年度(2012年度)より児童発達支援センターは開設されており、今後も関係機関等との連携を図り、支援の充実に努めます。

#### 保育所等訪問支援を利用できる体制の整備について

保育所等訪問支援についてはすでに実施しており、今後も支援の充実と周知に努めます。

#### 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所における支援は実施しており、今後も支援の充実に努めます。

#### 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備及びコーディネーターの配置について

医療的ケア児の支援の在り方を協議する場は設置されており、また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置も行われているため、今後も引き続き圏域単位の関係機関等を含めた協議の場の充実に努めます。

## 第5章 障害福祉サービス等の見込量

### 1. 第6期障害福祉計画のサービス見込量

新型コロナウイルス感染症に関しては、いずれのサービスについても、現時点での影響を考慮しつつ、計画期間中も引き続き感染者数の動向や、それに伴うサービス利用見込量への影響を注視し、必要に応じて見直し等を検討します。

#### (1) 訪問系サービス

アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)までの利用実績を勘案し、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの利用者数を推計しています。

訪問系サービスの見込量(1か月当たり)

区分		単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
居宅介護	利用者数	人	380	406	434
	見込量	時間	9,208	10,783	12,627
重度訪問介護	利用者数	人	23	30	39
	見込量	時間	7,160	8,442	9,953
同行援護	利用者数	人	64	76	91
	見込量	時間	1,305	1,612	1,991
行動援護	利用者数	人	90	105	122
	見込量	時間	3,327	4,113	5,084
合計	利用者数	人	557	617	686
	見込量	時間	21,000	24,950	29,655

## ( 2 ) 日中活動系サービス

アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)までの利用実績、さらにサービス事業所の新規開設及び定員増等の見込みを勘案し、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの利用者数を推計しています。

日中活動系サービスの見込量(1か月当たり)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
生活介護	人	441	448	455
	人日	9,134	9,810	10,536
自立訓練(機能訓練)	人	2	2	2
	人日	28	28	28
自立訓練(生活訓練)	人	42	44	46
	人日	426	443	462
就労移行支援	人	55	60	65
	人日	887	968	1,048
就労継続支援(A型)	人	123	128	133
	人日	2,306	2,400	2,494
就労継続支援(B型)	人	300	309	318
	人日	4,767	4,915	5,068
就労定着支援	人	26	28	30
療養介護	人	29	29	29
短期入所	人	177	187	197
	人日	887	937	987

### ( 3 ) 居住系サービス

居住系サービスについては、アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、施設入所者の地域生活への移行における数値目標を勘案して推計しています。

居住系サービスの見込量(1か月当たり)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
共同生活援助	人	161	171	181
施設入所支援	人	136	135	134
自立生活援助	人	1	2	3

### ( 4 ) 計画相談支援等

計画相談支援については、障害福祉サービス利用者に順次普及し、相談支援の充実を図ります。地域移行支援及び地域定着支援については、アンケート結果により、今後3か年を見込んでいます。

計画相談支援等の見込量(1か月当たり)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
計画相談支援	人	1,170	1,257	1,350
地域移行支援	人	4	5	6
地域定着支援	人	62	67	72

## 2. 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づく国の地域生活支援事業実施要綱に定められる事業であり、本市では、地域の特性や利用者の状況に応じ、アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)までの利用実績を勘案して、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの利用者数を推計しています。

地域生活支援事業の見込量(年間)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
相談支援事業 (障害者生活支援センター)	か所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業 1、 2	件	26	28	30
意思疎通支援事業	件	864	864	864
日常生活用具給付等事業	件	4,784	4,784	4,784
移動支援事業	時間	37,000	38,000	39,000
日中一時支援事業	時間	115,000	120,000	125,000
地域活動支援センター事業 1	か所	4	4	4

- 1 成年後見制度利用支援事業、地域活動支援センター事業は障害者分の件数。
- 2 成年後見制度利用支援事業は、宇治市長の審判申立及び費用の助成件数。

### 3. 第2期障害児福祉計画のサービス見込量

児童福祉法による障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援）については、アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までの利用実績を勘案して、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの利用者数を推計しています。

第2期 障害児福祉計画の見込量（1か月当たり）

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
児童発達支援	人	240	245	250
	人日	1,414	1,444	1,473
医療型児童発達支援	人	3	2	2
	人日	20	14	14
放課後等デイサービス	人	457	498	543
	人日	4,038	4,486	4,984
保育所等訪問支援	人	20	24	28
	人日	21	26	30
居宅訪問型児童発達支援	人	3	4	5
	人日	10	13	17
障害児相談支援	人	807	919	1,046
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	12	12	12

---

## 第6章 目標実現のための方策

この障害福祉計画では、障害のある人が地域で安心して基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活を送るために数値目標及び必要なサービスの見込量を定め、そのための方策を、包括的な視点に基づき、次のとおり設定します。

### 1. 地域生活に必要なサービス提供体制の整備

障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で生活を続けていくために、地域での安心・安全な生活を支援するサービス提供体制の整備等が必要です。

障害福祉サービス、障害児福祉サービス及び地域生活支援事業等について、今後見込まれる多様なニーズに対応できるよう、事業所に対して障害福祉に関する情報提供を積極的に行う等、障害福祉サービス事業所等の新規参入を促進し、事業所の確保に努めます。

障害のある人が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、サービス提供事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要なことから、京都府と連携して事業者に対し、制度等の情報提供・周知に努めます。

また、福祉人材の質と量を確保するため、特に若年層に対する福祉職場の魅力の周知が重要であり、教育委員会等との連携も含めた魅力周知の取組を検討していきます。

緊急時にすぐに相談ができ、必要に応じた対応が図られるよう、宇治市内に3ヶ所ある地域生活支援拠点において、面的な体制で地域生活における支援を促進するため、3つの拠点において地域の課題やニーズ等を共有し、今ある機能をさらに強化し、障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくりに努めます。

---

## 2 . 相談支援体制の整備

サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が必要不可欠です。

障害のある人が生活の身近な場で気軽に相談できるよう、相談支援の機能の充実について、地域生活支援拠点の役割と併せて、検証・検討します。

必要な人に必要なサービスを提供するためには、サービス利用の支給決定前に「サービス等利用支援計画」が適切に作成される体制を確保することが重要であり、相談支援を行う人材の確保を含めた相談支援機能の向上を図ります。

障害児相談支援については、児童の心身の状況や、児童及び家族の意向を踏まえた適切な支援を行うに当たって、関係機関を繋ぐ中心となる重要な役割を担っています。障害の疑いのある段階から、対象の児童やその家族に対する継続的な相談支援の提供体制の整備に努めます。

## 3 . 就労支援の強化

障害のある人が地域で自立した生活をするためには、就労支援の体制を確保し、経済的な基盤を作ることが重要です。

一般就労への移行に向けては、新型コロナウイルス感染症が雇用情勢に及ぼす影響も考慮しながら、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携や、意見交換を行い、一般企業等のニーズ及び就労支援上の課題を的確に捉えることにより、移行前、移行後の支援体制の充実を図ります。また、就労定着支援により、一般就労へ移行した後も継続的な支援を行える体制を確保していきます。

一般就労への移行が困難な福祉施設就労者についても、地域で自立した生活を送るためには工賃の向上が課題です。障害者優先調達法を踏まえた宇治市の指針に基づく調達の推進に加え、国や京都府の動向も注視し

---

ながら、事業所との連携により工賃向上の取組を検討し、就労意欲の向上を図ります。

障害のある人の雇用促進を図るため、「市政だより」や「宇治労政ニュース」等を通じて、市民及び企業に対し、理解や協力を求める啓発を行うとともに、企業に対しては、ジョブコーチ支援やトライアル雇用など、国の各種雇用促進施策の情報提供に努めます。

## 4 . 発達障害のある児童への支援

発達障害を早期に発見し、早期に個々の特性を踏まえた専門性の高い療育を身近な地域で受けることができる体制づくりが必要です。

発達障害のある児童に対しては、疑いのある段階から早期発見し、早期支援を行うことが重要です。行政、こども発達支援センター、療育施設、医療機関等が連携し、乳幼児期から専門性の高い発達支援を行うことができるよう、支援の充実に努めます。

発達障害のある児童本人への支援と併せ、保護者等の家族が、児童の特性を理解して適切に対応ができることが重要であるため、保護者同士が意見の交換を行い、経験者の知識を共有できる交流の場の確保など、家族支援の充実に努めます。

育ちの場である幼稚園、保育園、認定こども園、学校等による支援に加えて、発達相談員等が家族等の希望で幼稚園や保育園等を巡回することで、各園と発達障害のある児童の支援について連携するなど、より質の高い保育等の実施を目指すとともに、家族の不安が軽減できるよう努めます。

## 5 . 関係機関等との連携及び情報提供の充実

様々な障害種別がある中で、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活をするためには、一人一人に必要なサービスは福祉・保健・医療など多分野に及ぶことから、各機関が連携してサービスを提供する体制が必要です。

---

また、社会資源を十分に活用するためには、障害種別に応じた手段により、必要な情報を得ることが不可欠となります。

障害者生活支援センター、地域自立支援協議会、身体障害者相談員、知的障害者相談員や、サービスを提供する事業所等との連携により、地域の課題やニーズを把握し、サービス提供体制の充実に努めます。

医療的ケアが必要な人、難病、高次脳機能障害など、障害種別にかかわらず、障害のあるすべての人が、真に必要とするサービスを広い選択肢の中から選び、利用ができるよう、関係機関と連携し、多様な情報をそれぞれの障害に応じて入手し伝達できるように努めます。

障害児支援について、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を行うため、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、支援体制の充実に努めます。

障害のある児童の地域社会への参加を推進するため、保育所等訪問支援の活用など、障害児通所支援事業所が保育所や学校等と連携し、育ちの場での支援に協力できる体制の確保を図ります。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症や自然災害等に対しては、日頃から事業所及び保健、医療、危機管理等の関係機関と、発生を見据えた対応方針や資材備蓄等の準備について情報共有するとともに、発生時には、事業所及び関係機関と連携し、迅速で的確な対応ができるように努めます。

## 6 . 市民の理解・啓発の促進

障害のある人が、安心して地域で生活するためには、地域で暮らす人々が障害に対する正しい認識をもち、理解を深めることが重要です。

平成29年(2017年)12月に施行した宇治市手話言語条例に基づき、手話はもとより、要約筆記や筆談、点訳、音訳、拡大写本、代筆、代読等への理解の促進のための施策を推進しており、市民、企業、公共機関及び学校等への出前講座を実施するなどし、障害特性の理解の促進に努めます。

---

小中学校における障害に対する理解教育や、市職員に対する研修等により、障害に対する正しい認識及び合理的配慮の必要性についての理解の啓発に努めます。

障害のある人の市主催イベント等への参加及び障害者週間記念事業における啓発等を通して、社会への関わりの機会を増やし、地域の人々との交流を促進します。

## 7 . 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

本市においても、宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会を開催し、計画の進捗状況等について報告するとともに、計画を推進していくための意見・提案等を受け、必要があれば、計画の見直しその他の改善を図ります。

### PDCAサイクルとは

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。